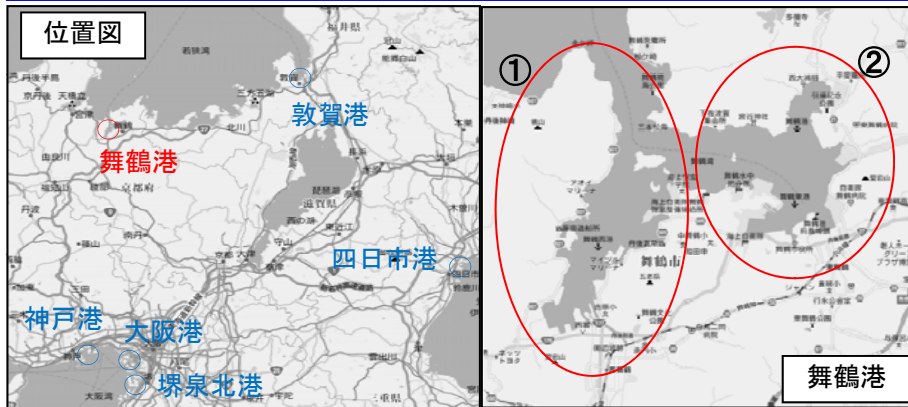


# 舞鶴港 港湾計画 改訂

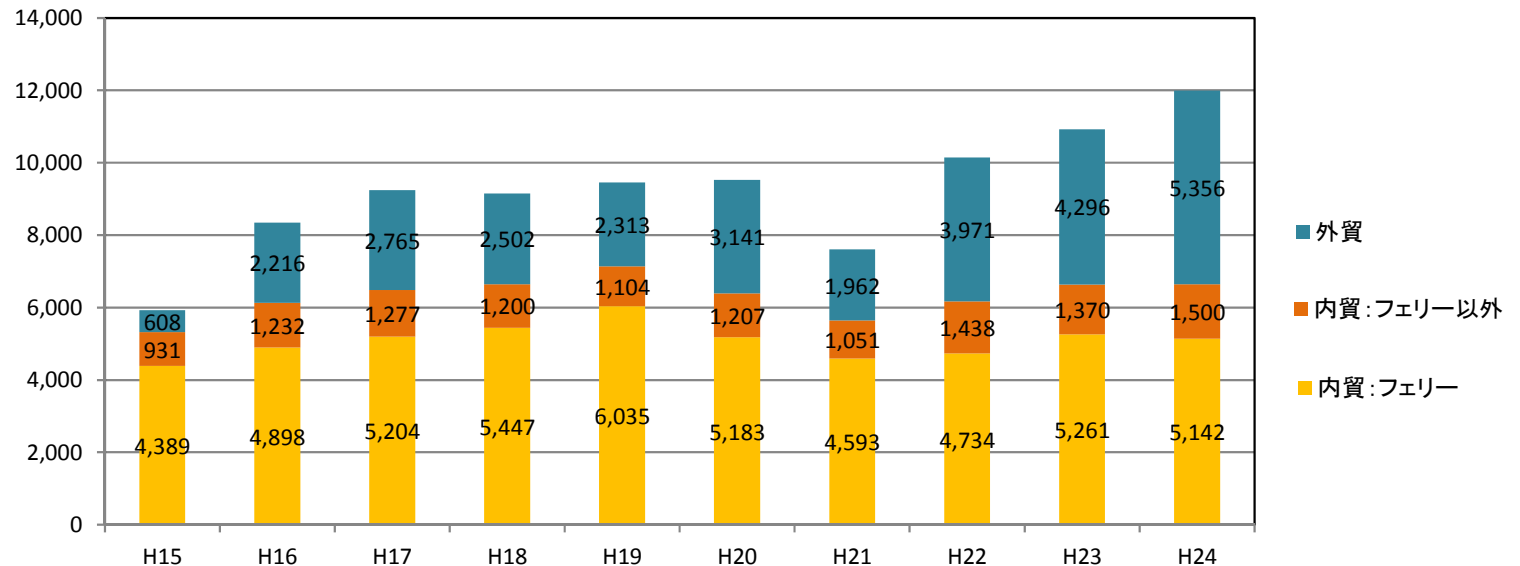
平成25年12月2日  
交通政策審議会  
第54回港湾分科会  
資料 2



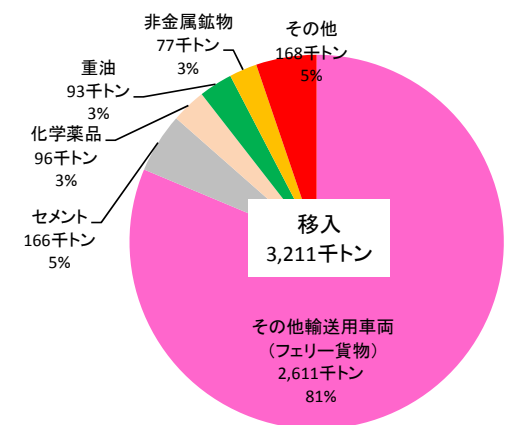
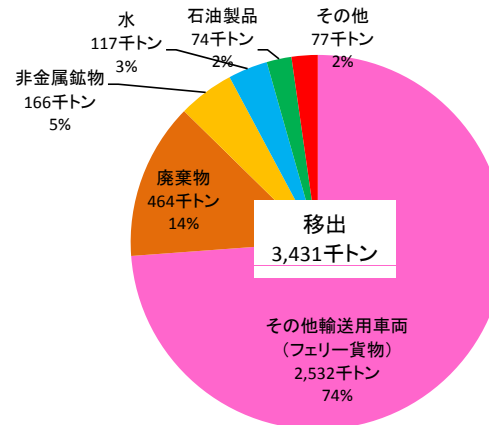
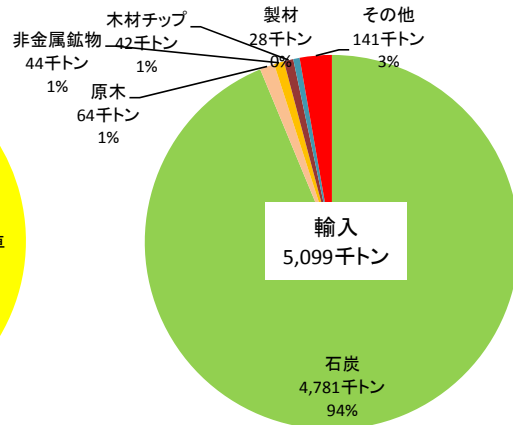
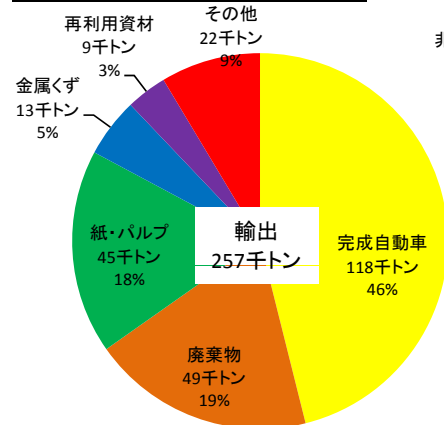
# 舞鶴港の概要

- 舞鶴港は、本州のほぼ中央部に位置し、京都府北部の地域の開発拠点として、また、日本海側の門戸港として重要な役割を担っている。
- 平成24年において、外貿約536万トン、内貿約664万トン(フェリー:約514万トン、フェリー以外:約150万トン)、合計約1,200万トンとなっている。

取扱貨物量(単位:千トン)



品目別取扱貨物量(H24)



# 舞鶴港 港湾計画の方針

## ■既定計画(平成8年改訂) (目標年次:平成17年)

### 【物流・産業】

- 物流需要の増大、物流機能の高度化・効率化の動きに対応するため、外内貿易機能を強化

### 【観光・交流】

- 市民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保
- 地域住民等の交流に配慮した空間の創出

### 【連携】

- 港湾施設と背後地域との円滑な連絡を図るとともに港湾における円滑な交通を確保

### 【環境】

- 湾内に散在する漁船、遊漁船等のための係留施設の不足を解消し、港の安全性の向上
- 官公庁船、ポートサービス船等の収容施設の充実

## ■今回計画(目標年次:平成30年代半ば)

### 【物流・人流】

- ～北東アジア等との近接性など地理的ポテンシャルを活かした人とものが集まるみなとづくり～
- 地理的優位性を活かした物流拠点機能強化と太平洋側港湾との機能分担
- **港全体の再編・集約により、国際フェリーやコンテナ、バルク貨物も含めたバランスの良い内外貿機能の強化による物流・人流機能の強化**

### 【観光・交流】

- ～港の景観・環境を活かし、広域的観光拠点ともなる交流・憩い・潤いのあるみなとづくり～
- 京都のブランドを活かした北東アジアからの人流促進による観光振興の推進
- **魅力あるウォーターフロントを核とする港を活かしたまちづくり**

### 【連携】

- ～日本海諸港との連携や官民の連携など連携と協働によるみなとづくり～
- 日本海側諸港と連携した航路誘致やポートセールスの推進による日本海側拠点機能の強化
- 経済界とのさらなる連携や民の視点の導入など官民が連携した港湾振興

### 【地域振興】

- ～新規産業誘致と港湾機能の充実等による日本海側地域の活性化につながるみなとづくり～
- 京都舞鶴港を活用した物流拠点や港湾背後地への企業立地の促進
- **日本海沿岸クルーズの推進を通じた観光振興による地域活性化**
- 西港の既存埠頭の機能再編と横持ち輸送解消による東港周辺企業の支援

### 【安心・安全】

- ～日本海側のみならず対岸諸国の支援機能を有する災害に強く安全で秩序あるみなとづくり～
- 太平洋側のバックアップ機能と海事機関の集積を活かした防災拠点機能の強化
- 既存ストックの適切な維持管理による有効利用とプレジャーボート対策や港湾保安対策の推進

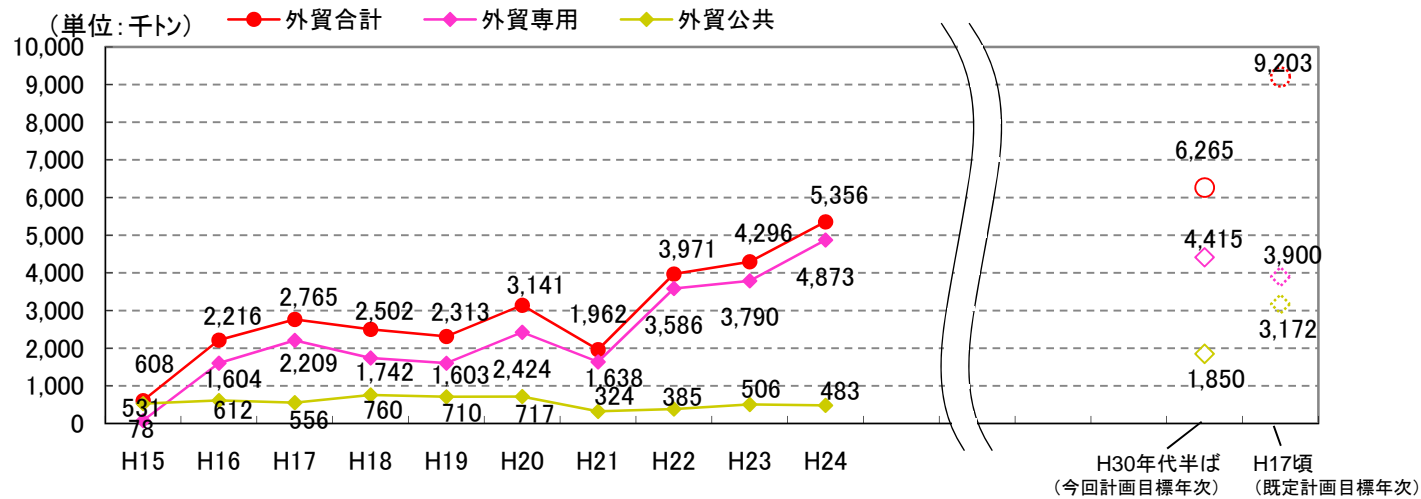
### 【環境】

- ～豊かな自然環境を育み、新エネルギー・リサイクル産業の集積等により地球環境に寄与するみなとづくり～
- 地球環境に寄与するリサイクル企業の誘致とリサイクル貨物の集積の促進
- フェリー物流・人流の拡大によるモーダルシフトの推進によるCO2排出量の削減
- 若狭湾国定公園等優れた自然景観・環境の保全や環境関連企業の誘致によるエコポートの取り組みの推進

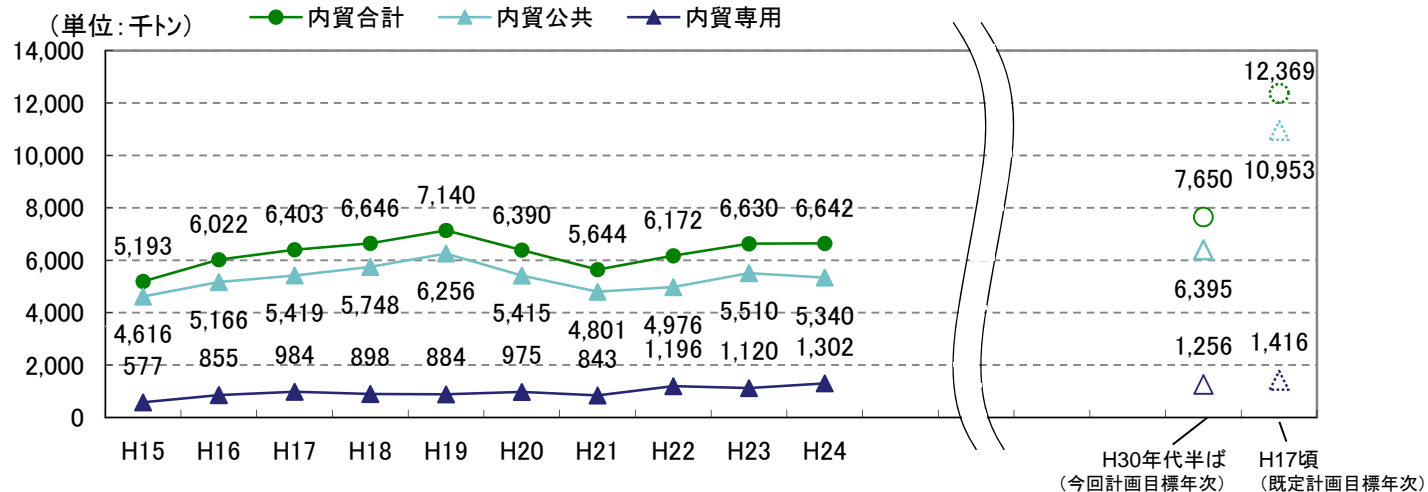
# 港湾取扱貨物量の見通し

- 目標年次(平成30年代半ば)における港湾取扱量の見通しは、外貿貨物約627万トン(平成24年:536万トン)、内貿貨物約765万トン(平成24年:664万トン)、計1392万トン(平成24年:1200万トン)を想定している。
- 国際フェリー貨物として、京都府内企業が取扱う、高速輸送ニーズが大きい高付加価値貨物の輸出入を見込む。
- 外貿貨物のうち公共ふ頭で扱う貨物は、ロシアからの原木・製材の輸入、ロシアへの中古車輸出増及び砂・砂利輸入等による在来貨物増加を見込む。

## 外貿貨物

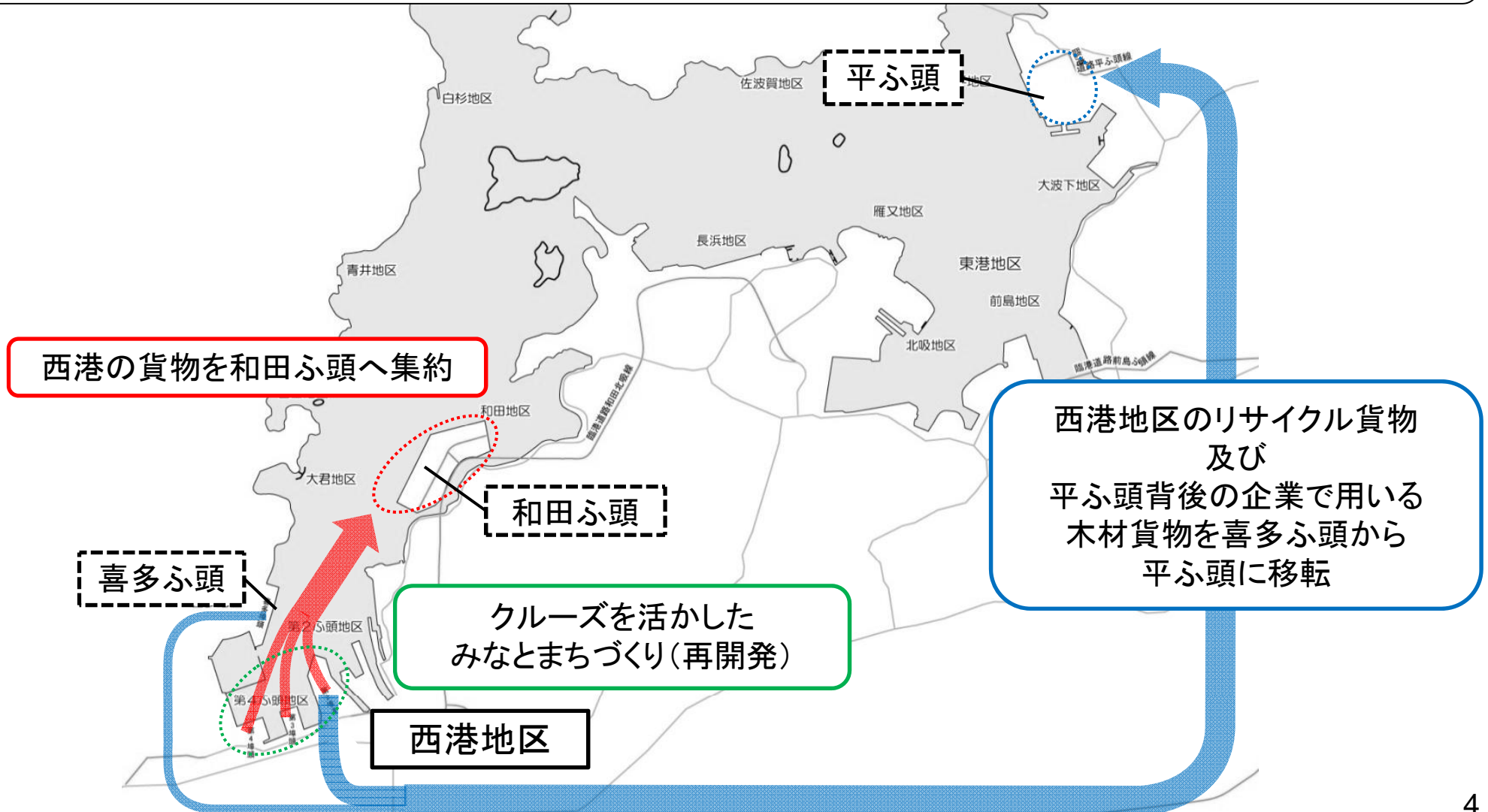


## 内貿貨物



# 公共埠頭の再編・集約の概要

- 西港地区では、施設の老朽化が進んでいることから一部の岸壁を物資補給岸壁とし、完成自動車やケイ砂など大宗貨物等を和田ふ頭で取り扱うこととし、ウォーターフロント・クルーズを活かしたみなとまちづくり(再開発)を推進。
- 平ふ頭では、西港地区で取り扱うリサイクル貨物を取り扱う。また、平ふ頭背後の企業が用いる木材も併せて取り扱うこととし、喜多ふ頭において発生している横持ちを解消。



# 西港地区 旅客船寄港時のにぎわい

- 西港地区の再開発においては、直背後に市街地が位置していることを生かし、旅客船の寄港時には、市街地と一体となったにぎわい空間を創出する。
- 旅客ターミナル周辺から市街地にかけて、地元の旬の食材を味わえる海鮮市場、寺院が集積する史跡エリアなど、歩いて楽しめる空間を提供。



# 舞鶴港を拠点とした広域観光の魅力

- 舞鶴港周辺には「日本三景天橋立」や、訪日観光客が多く訪れる「古都・京都」が位置しており、舞鶴港を拠点として様々な観光地を訪れることが可能。
- クルーズとパックにした周辺観光地のツアーも提供され、効率的に観光地を巡ることが可能な環境が好評を得るなど、海からの訪日観光の拠点として更なる魅力増進が期待される。



日本三景天橋立



山陰海岸ジオパーク



丹後ちりめん見学・体験



「海の奈良」小浜市



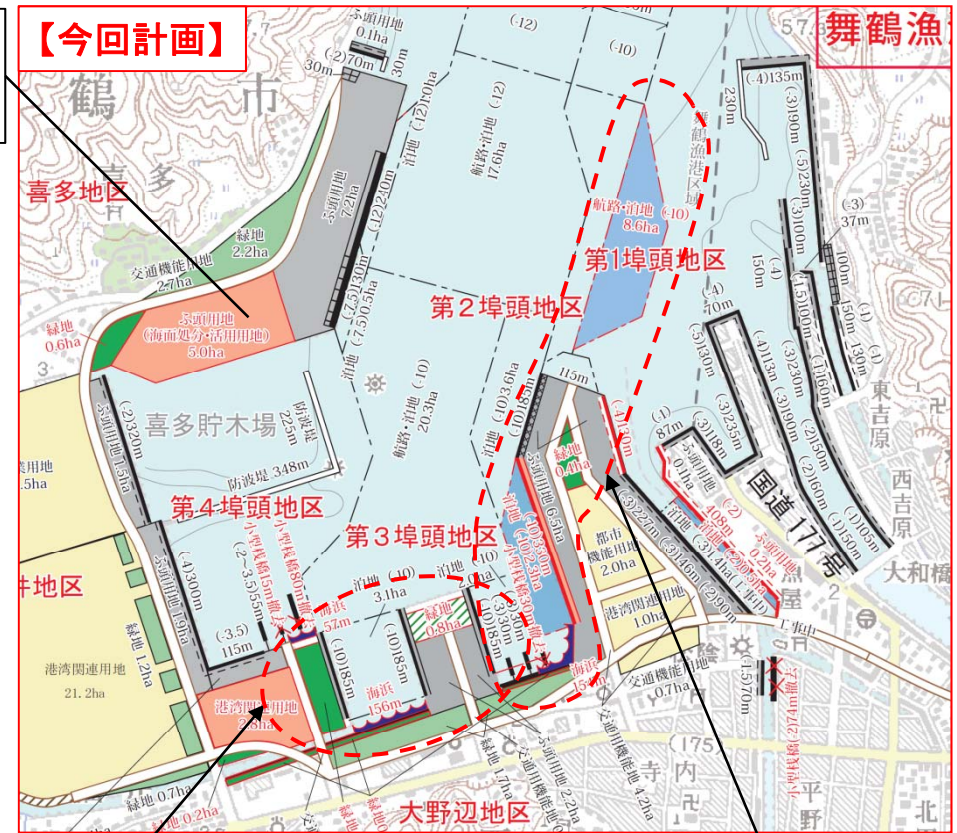
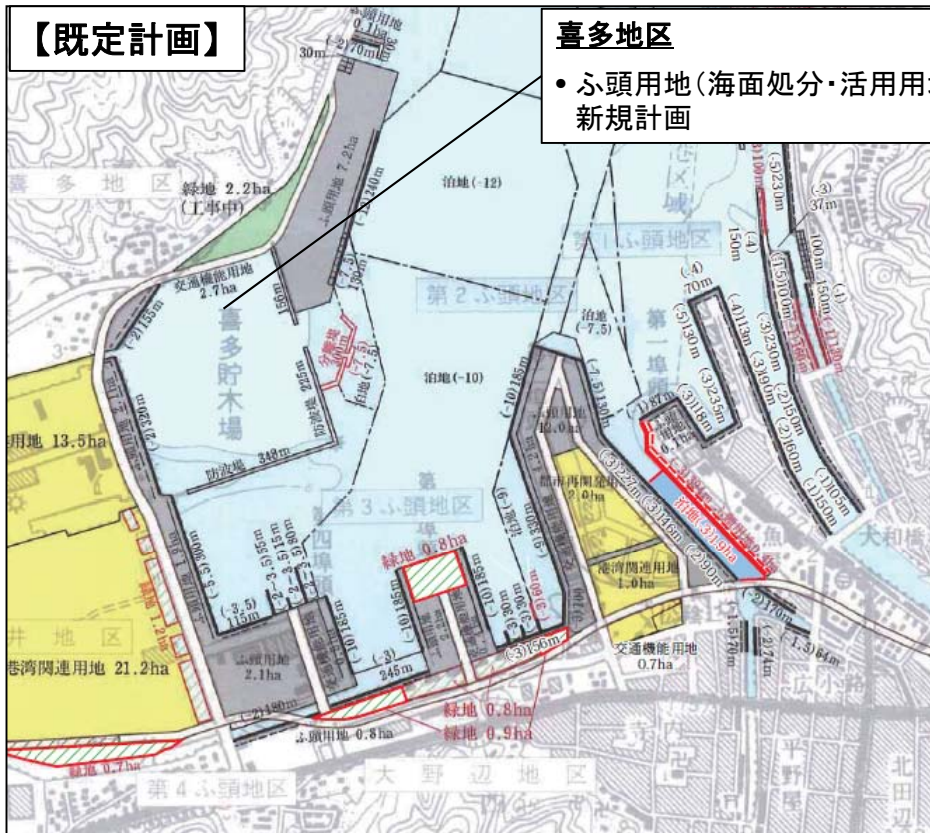
舞鶴市 赤レンガ倉庫群



世界遺産 古都京都の文化財

# 計画変更内容（西港地区（喜多、第2～第4ふ頭、大野辺地区））

- 外航クルーズ船の需要増加に対応し、第2ふ頭3・4号岸壁を貨物を取り扱う公共ふ頭から旅客船ふ頭へ転換する（水深10m、延長330m）。その他の老朽化・陳腐化した係留施設については、不荷役船や官公庁船の係留に対応するため、物資補給岸壁、小型船だまりとして計画する等の計画変更を行う。
- あわせて、魅力あるウォーターフロントを形成するため緑地、海浜を計画する。



**第3ふ頭、第4ふ頭地区**

- [水深10m、延長185m]岸壁3バースを官公庁船等を係留する小型船だまりに変更
- 緑地・海浜を計画

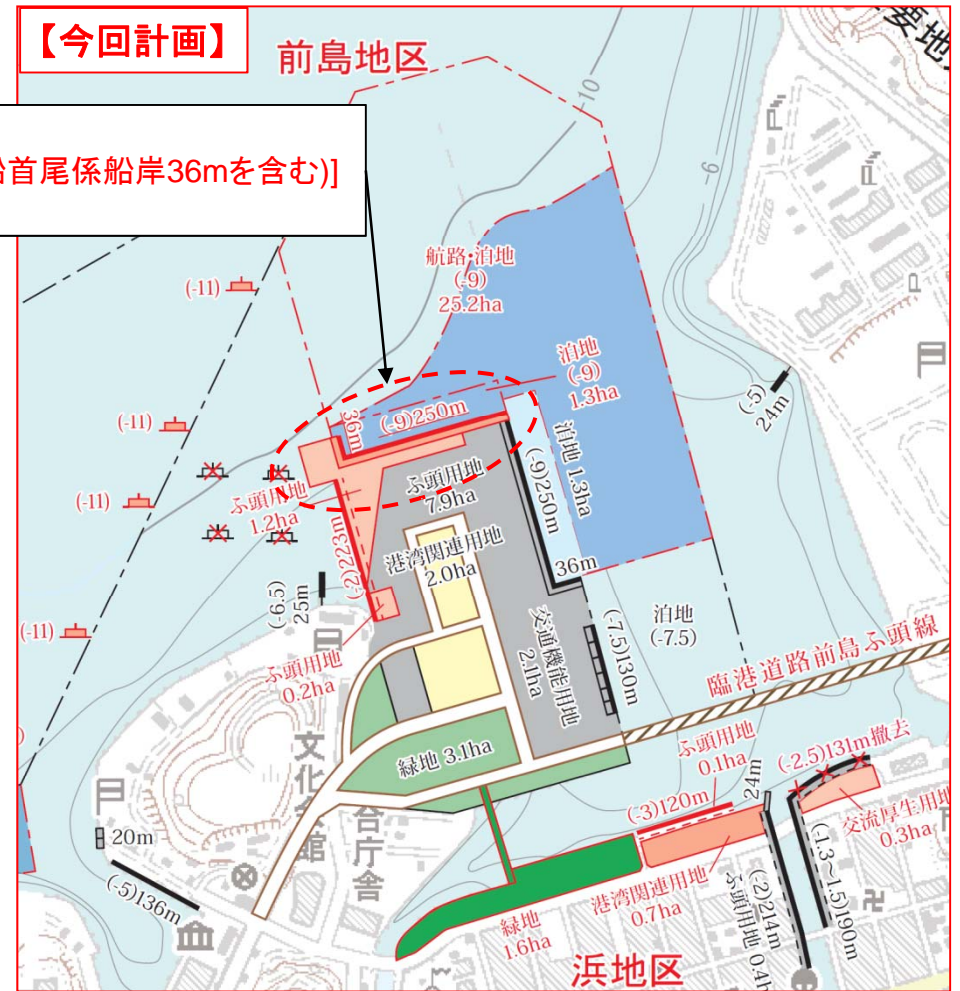
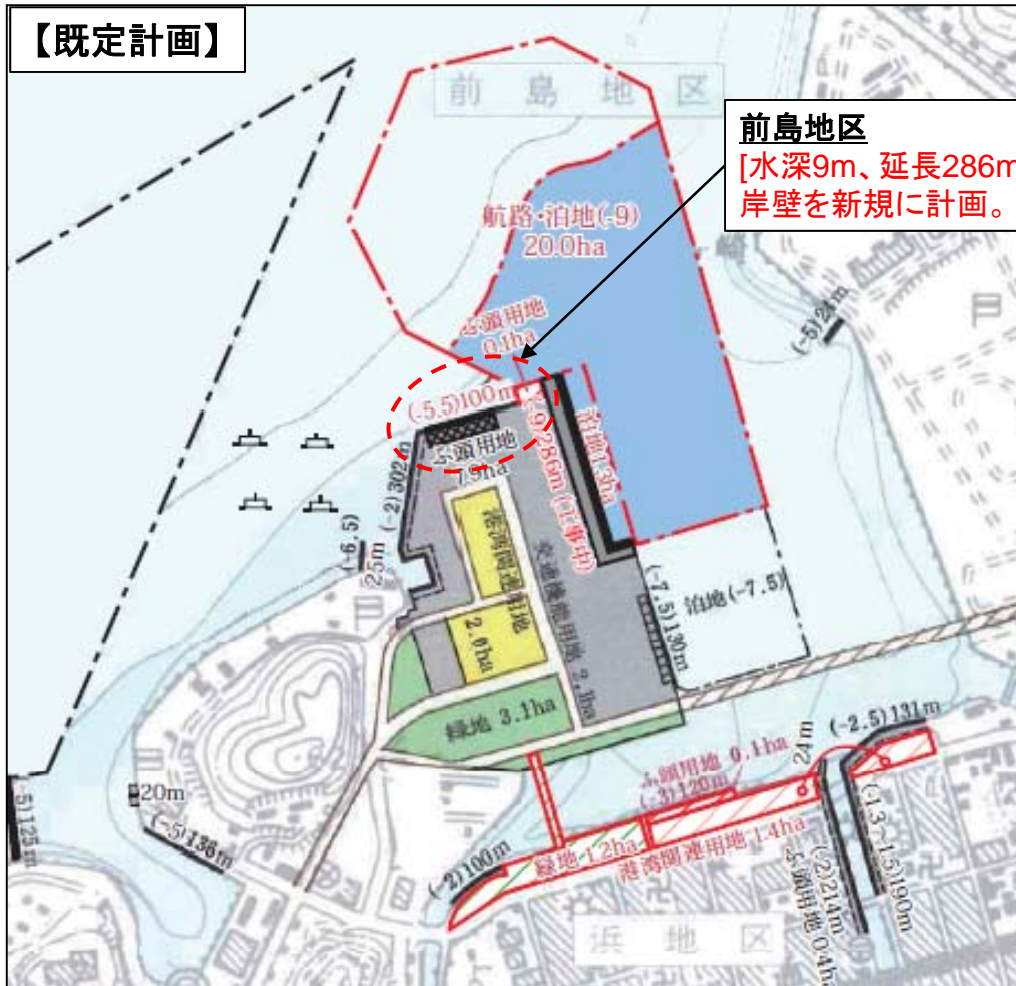
**第2ふ頭地区、大野辺地区**

- [水深9m、延長330m]岸壁を水深10mに増深し、旅客船ふ頭へ転換し、対応する水域施設計画を変更
- [水深10m、延長185m]岸壁を物資補給岸壁へ転換
- 緑地・海浜を計画



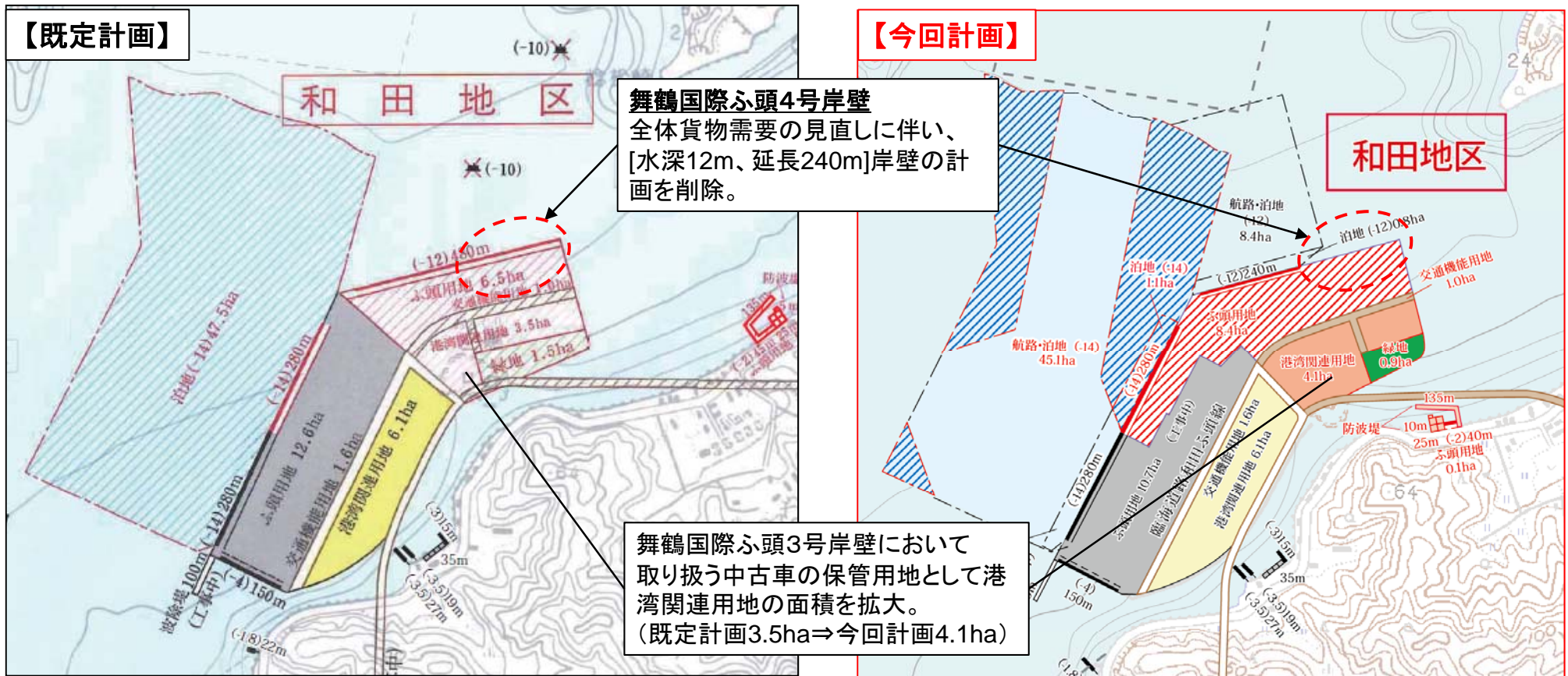
# 計画変更内容（前島地区）

- ▶ 日本海側対岸諸国への貨物の高速輸送を実現するため、国内フェリーターミナル(既設)の近傍に、国際フェリー埠頭(岸壁水深9m 延長286m)を新規に計画する。その他、関連する水域施設計画の変更等を行う。



# 計画変更内容（和田地区）

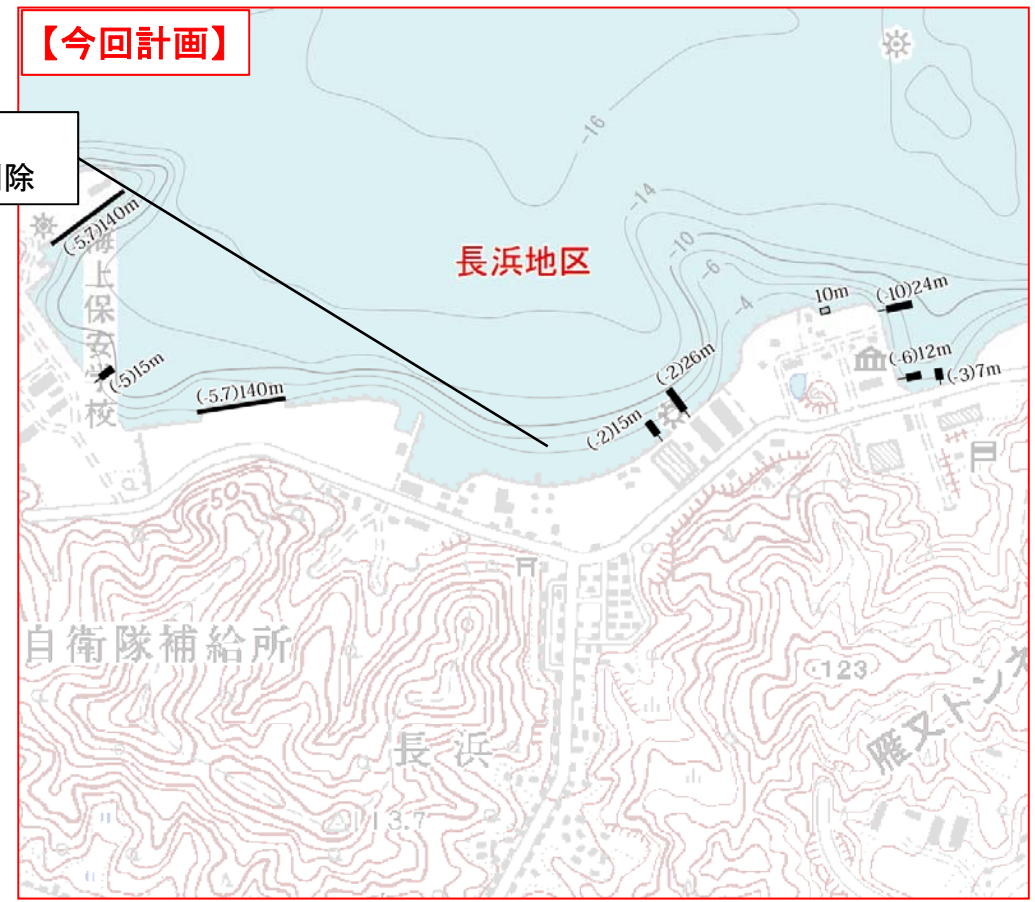
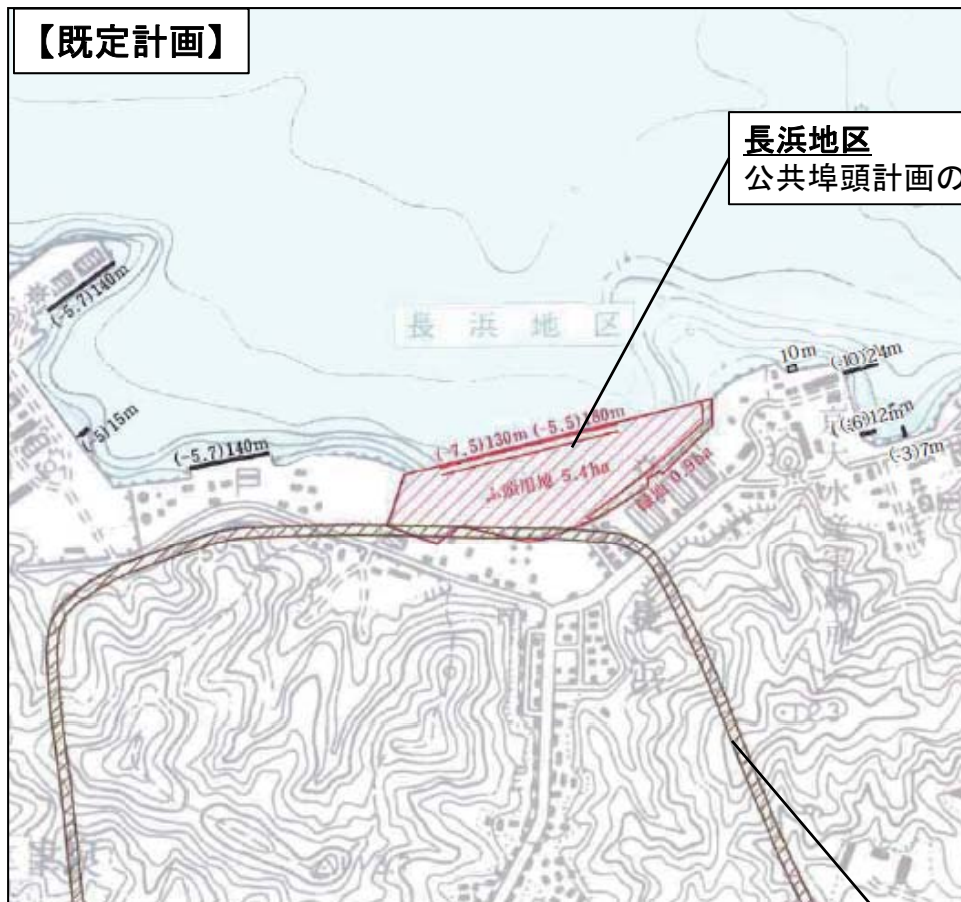
- 全体貨物需要の見直し(雑工業品等の需要減)に伴い、国際ふ頭4号岸壁(水深12m、延長240m)の計画を削除する等の計画変更を行う。
- 隣接する国際ふ頭3号岸壁(水深12m、延長240m)では主にロシア向け中古車を取り扱う岸壁として引き続き計画。また、中古車の保管用地として背後の土地利用計画を見直す。





# 計画変更内容（長浜地区）

- セメント取扱企業の立地予定に対応する計画であったが、企業が別の地区に立地したことで需要が無くなったため、長浜地区の公共埠頭計画を削除する。
- また、当該地区の計画削除に伴い、背後の臨港道路計画の経路を見直す。



臨港道路和田北吸線  
経路の変更

# 確認の視点

| 確認事項                   | 国としての確認の視点   |
|------------------------|--|
|                        | 基本方針※  |
| 国際フェリー埠頭計画<br>(前島地区)   | <p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(1) 海上輸送網の基盤の強化</p> <p>③ 複合一貫輸送網の強化</p> <p>(前略)</p> <p>さらに、企業のアジア地域との国際分業の進展を受けて、<u>アジア地域内との国際輸送の準国内化(我が国の国内輸送と同様、円滑に提供されること。以下同じ。)</u>を求める荷主ニーズに対応した国際RORO船や国際フェリーの航路拡充が期待されている。このため、国内の長距離輸送において、環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い海上輸送の利用を促進するとともに、<u>アジア地域との海上輸送の準国内化、高速化に対応するため、貨物自動車や鉄道と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな複合一貫輸送網を強化する。</u></p> <p>(後略)</p> |
| 旅客船埠頭計画<br>(西港地区・第2埠頭) | <p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理</p> <p>③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成</p> <p><u>観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。さらに、運河等を活用して水上ネットワークを活性化するとともに、地域の観光資源等を活用した水辺の賑わい空間を創出する。</u></p> <p>(後略)</p>   |

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)